

令和6年（ワ）第306号 不当条項差止等請求事件

原告 特定非営利活動法人とちぎ消費者リンク

被告 株式会社オアシス

訴えの変更申立書

2024（令和6）年12月18日

宇都宮地方裁判所 第1民事部合議係 御中

原告訴訟代理人弁護士 阿 部 健 一



同 弁護士 阿 久 津 正 巳



同 弁護士 竹 田 進 之 介



同 弁護士 服 部 有



本書面では、被告による消費者被害の実情に照らして、消費者被害の未然防止のための適切な差止請求を検討したため、その思考過程を説明した上で、訴えの変更の申立をする。

第1 原告の問題意識

1 具体的な消費者被害の概要

原告が問題視しているのは、被告は、「月額9800円 TEPPENサーバー初心者アフェリエイター応援 No.1 宣言！」と表示していながら、契約

1 か月目に解約の意思表示をした利用者に対し、

(1) まずは、

初期設定費用99,000円を請求し(甲7の1)、

(2) この初期設定費用等の支払いがない利用者に対し、初期設定費用に加え、
通常の月額利用料金

¥16,800×11か月=¥184,800

の合計28万3800円の一括請求をしていることである(甲7の2)。

2 被告が上記の請求をする根拠

(1) 被告の規定の解釈については現時点でも判然としない点がある理由

原告は、被告に対し、2023(令和5)年6月29日付で申入書、2024(令和6)年3月4日付で差止請求書を送付した(甲3、甲4)。

しかし、被告からの回答や反論がなかったため、被告の規定の読み方や規定の運用については、PIONEER(全国消費生活情報ネットワークシステム)情報(甲8)の消費者からの相談内容から解釈せざるを得ない。

(2) 被告が初期設定費用の請求に及ぶ根拠

ア 被告は、「初心者アフィリエイト応援プラン」の最低利用期間を1年間と定め、最低利用期間内の解約については、プラン特典適用外となり初期設定費用(99000円)を全額お支払いいただく必要がありますと規定している(本件規定13条前段、甲1・7頁)。

したがって、1年間を経過するまでに解約をした利用者に対し、初期設定費用である9万9000円の請求ができる規約を設けているといえる。

イ また、被告は、利用者が解約したか否かを問わず、利用者が月額利用料金等の支払をしないでいると、「債務を支払期日を過ぎてもなお履行しない場合も、プラン特典適用外となります」(本件規定13条後段、甲1・7頁)を適用し、9万9000円の請求ができる規定を設けている

といえる。

(2) 被告が通常月額利用料金の請求に及ぶ根拠

ア 被告は、月額利用料金、初期設定費用を支払わないとの「支払期日を過ぎてもなお履行しない場合も、プラン特典適用外となります」(本件規定13条後段、甲1・7頁)との規定を適用し、通常月額利用料として1万6800円を請求できる規定を設けているといえる(甲7の1, 2)。

イ 加えて、被告は、解約の意思表示をした利用者に対し(甲7の1)、通常月額利用料金として、1年の契約期間の残り11か月分を一括で請求している。「残り11か月分」と「一括請求」は、分けて考察する。

(ア)「残り11か月分」の点

なぜ解約した利用者に対し解約後の月額料金を請求できるのか、その根拠は不明である。これに対しては、P I O-N E T (全国消費生活情報ネットワークシステム) 情報(甲8)の消費者相談から解釈すれば、最低利用期間を1年間(12ヶ月が経過する日の属する月の末日まで)と定め、期間内に利用者が解約の意思表示をしたとしても1年間が経過するまでは解約を認めず(甲8、N o 0 0 0 0 0 0 4、N o 0 0 0 0 0 2 0、N o 0 0 0 0 0 5 2、N o 0 0 0 0 0 9 3、N o 0 0 0 0 0 9 7)、利用者が解約をしたと認識しているか否かに関わらず、被告は、解約の意思表示をした利用者に対し、通常月額利用料金として、11か月分を請求しているようであるが、この点が、本件利用規約に基づかない誤った請求であることについては、後記第3で詳述する。

(イ)「一括請求」の点

1年までの期間分を(期限の利益が喪失しているかのように)一括して請求できる規定は、本件利用規約にはなく、これも被告が本件利用規約に基づかない誤った請求をしているといえる。

第2 請求の原因の変更

1 はじめに

被告は、本件規定13条の解釈や具体的な適用について、訴外及び提訴後も具体的な主張をしていない。しかし、原告は、2022（令和4）年12月1日～2024（令和6）年1月14日の間、

事業者名 「オアシス」

商品・役務 「インターネット通信サービス

その他の条件 「高価格・料金」「表示・広告」「解約（全般）」「解約料」「サイドビジネス商法」

に該当する事例が159事例あり、かつ同種のものであることを踏まえ（甲8・2頁）、これらの消費者被害の未然防止のため、次のように請求の原因を整理（変更）することにした。

2 本件規定13条前段が無効であること

(1) 本件規定13条前段の差止請求の根拠条文

本件規定13条前段は、利用開始日から1年以内の解約について、一律9万9000円の違約金を定めるものであり、「当該消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項」（消契法9条1項1号）である。

(2) 消契法9条1項1号に該当する理由

本件規定13条前段が無効である理由は、訴状請求の原因第3項記載のとおり、本件規定13条前段が定める一律9万9000円の違約金が、「当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超える部分」であるからである。

3 本件規定13条後段が無効であること

(1) 本件規定13条後段の差止請求の根拠条文

本件規定13条後段は、「最低利用期間内に利用者が利用料その他の債務を支払期日を過ぎてもなお履行しない場合も、プラン特典適用外となります。その場合も弊社が指定した日までに初期設定費用を一括で支払うものとします。」とあり、「当該消費者契約に基づき支払うべき金銭の全部又は一部を消費者が支払期日までに支払わない場合における損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項」（消契法9条1項2号）である。

(2) 消契法9条1項2号に該当する理由

ア プラン適用外となる場合の不利益

初期設定費用9万9000円が発生することのほか、月額利用料が9800円から1万6800円となることである。

イ 本件規定第15条（遅延利息）では、「利用者が利用料その他の債務を支払期日を過ぎてもなお履行しない場合、利用者は支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数に、年率14.6%の割合で計算される金額を延滞利息として、利用料金その他の債務と一括して、弊社が指定した日までに指定する方法で支払うものとします。」との規定がある。つまり、本件規定13条後段は、年率14.6%の割合で計算される金額を延滞利息と定める本件規定15条を超えて、さらに「利用料その他の債務を支払期日を過ぎてもなお履行しない場合」における損害賠償の予定又は違約金（以下、「違約金等」という。）を定めるものである。

しかしながら、消契法9条1項2号では、「当該消費者契約に基づき支払うべき金銭の全部又は一部を消費者が支払期日までに支払わない場合における損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であって、これらを合算した額が、支払期日の翌日からその支払をする日までの期間について、その日数に応じ、当該支払期日に支払うべき額から当該支払期日に支払うべき額のうち既に支払われた額を控除した額に年14.6パーセントの割合を乗じて計算した額を超える」場合には、当該超える部

分につき無効であると規定している。

ウ したがって、前述のとおり、本件13条後段は、年率14.6%の割合で計算される金額を延滞利息と定める本件規定15条に超え、初期設定費用及び月額利用料と称して、違約金等を定めるものであることから、本件規定13条後段において定められた違約金等はその全部が消契法9条1項2号で定める違約金等の上限を超えるものであり、消契法9条1項2号により、本件規定13条後段は無効となるというべきである。

4 まとめ

本件規定13条前段が消契法9条1項1号により無効であり、また、本件規定13条後段が消契法9条1項2号により無効であることから、本件13条全体が無効となるのである。

第3 その他の関連する事実—被告の解約制限に対して

1 原告の問題意識

被告は、「最低利用期間を1年間と定め、期間内に利用者が解約の意思表示をしたとしても1年間が経過するまでは解約を認めていない。」と主張すると考えられ、これに沿うP I O-N E T（全国消費生活情報ネットワークシステム）情報（甲8）の消費者相談が現に存在することはすでに指摘したとおりである（甲7の1及び2、甲8）。

前述の差止請求が認められたとしても、1年間の解約制限が生じるのであれば1年間毎月9800円ずつ支払う義務を負うことになるし、現に、1年間の契約縛りがあることを告げられたりして、解約の意思表示を選択することを躊躇した消費者が存在する（甲8、No000019、No000031、No000035、No000037）。

しかし、解約の申出後には毎月9800円の請求がされないようにしなければ、被告による消費者被害がなくなったことにはならない。

2 解約規定の内容

(1) 会員管理サービス（甲1・2頁）

第8条 利用者による解約

利用者は本サービスにおける利用契約を解約する場合、弊社が提供する会員専用ページより届け出るものとします。

本サービスを解約する場合、解約の届け出を弊社が確認した後、本サービスによって管理されている利用サービスの契約終了を持って、契約の解約とします。

(2) 本件規定（甲1・6頁）

第8条 利用者による解約

利用者は本サービスにおける利用契約を解約する場合、弊社が提供する会員専用ページよりマイページトークンを利用し、届け出るものとします。

本サービスを解約する場合、解約の届け出を弊社が確認した日の翌月末をもって本契約の解約とします。

3 被告の解約制限（1年間の契約縛り）の運用には根拠がないこと

会員管理サービスと本件規定を合わせて読むと、被告は、会員専用ページよりマイページトークンを管理しているのであるから、利用者が同ページを利用し、解約の意思表示をすれば、被告において即確認できたとして、翌月末をもって本契約が解約されることになる。

被告は、会員管理サービス第8条2文において、「本サービスによって管理されている利用サービスの契約終了を持って、契約の解約とします」と規定し、翌月末までの解約とは限らないかのようにもみえるが、管理されている利用サービスを終了させられる合理的期間として、解約の意思表示から翌月末日までと設定していると捉えることができることができる以上、解約日については本件規定8条の定めでまともまっているものといえる。

よって、被告の解約制限（1年間の契約縛り）は、被告の規定には基づか

ない誤った請求といえるため、差止請求の対象から外すことにした。

以上